

特許庁委託事業

ASEAN 各国における産業財産権情報への  
アクセス性に関する調査

2013 年 4 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

## 第1 はじめに

本報告書は、ASEAN10 箇国（ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム）における特許権、商標権、意匠権等産業財産権における登録情報及び出願情報へのアクセス性に関する情報収集の結果を報告するものです。

## 第2 調査結果

### 1. ブルネイ

#### (1) 特許

##### ① 概要

ブルネイでは、従来は独自の特許制度を有しておらず、英国、欧州（英国指定）、シンガポール又はマレーシアの特許に基づいて特許の付与を求める確認特許制度を採用していましたが、2012年1月1日に新たなブルネイ特許法（“Patent Order, 2011”）及びブルネイ特許法規則（“Patents Rules, 2012”）が施行され、同法に基づいて独自の特許制度を有することとなりました。

特許出願人はブルネイ特許登録局（“Patent Registry Office”）に必要書類を提出して出願し<sup>1</sup>、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査<sup>2</sup>を経て、特許が付与されることとなります。

##### ② 登録情報及び出願情報の公開

ブルネイ特許登録局は、方式審査が完了し、特許出願を受理した後、ブルネイ特許法に基づいて、速やかに当該出願情報を公開しなければならないことになっています<sup>3</sup>。

また、ブルネイ特許登録局は、出願特許に対して特許を付与した場合には、ブルネイ特許法に基づいて、速やかに当該登録情報を公開しなければなりません<sup>4</sup>。

なお、ブルネイ特許登録局のウェブサイトでは、月に1回、登録情報及び出願情報を公開しています。

##### ③ 公開態様

ブルネイ特許登録局は、特許の登録情報及び出願情報をウェブサイト及び紙

---

<sup>1</sup> ブルネイ特許法第 25 条

<sup>2</sup> ブルネイ特許法第 27 条乃至第 29 条

<sup>3</sup> ブルネイ特許法第 27 条

<sup>4</sup> ブルネイ特許法第 34 条

媒体によって公開しています。

(i) ウェブサイトによる公開

ブルネイ特許登録局のウェブサイト (<http://www.brunei-patents.com.bn>) にアクセスし、「Journals Tab」をクリックすると公開情報を閲覧することができます。なお、ブルネイ特許登録局の上記ウェブサイト以外に、特許の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

(ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はブルネイ特許登録局が行なっており、当該公開情報をコピーすることも可能です。

④ 公開内容

ブルネイ特許登録局のウェブサイトによると、特許の登録及び出願の公開情報には、(a)出願日、(b)出願番号、(c)特許番号、(d)特許付与日、(e)出願人及び(f)発明の名称等が含まれています。

⑤ 公開情報の精度

特許の登録情報及び出願情報の公開を定めたブルネイ特許法は2012年に制定されたばかりであり、情報公開の運用が安定していないため、情報の欠落も多く見受けられます。

(2) 商 標

① 概 要

ブルネイの商標は、ブルネイ商標法 (“Trademarks Act (Chapter 98) Revised Ed. 2000”) によって規制され、ブルネイ法務省 (“Attorney General’s Chambers”) によって所管されています。

商標登録出願人はブルネイ法務省に必要書類を提出して出願し<sup>5</sup>、同機関による方式審査及び実体審査を経て、公告がなされた上で、商標が登録されることとなります<sup>6</sup>。

② 登録情報及び出願情報の公開

ブルネイ法務省は、方式審査が完了し、商標登録出願を受理した後、ブルネイ商標法に基づいて、当該出願情報を官報に公告しなければならないこととなっています<sup>7</sup>。

---

<sup>5</sup> ブルネイ商標法第 33 条

<sup>6</sup> ブルネイ商標法第 38 条及び第 39 条

<sup>7</sup> ブルネイ商標法第 39 条、ブルネイ商標法規則 (“Trade Marks Rules”) 第 26 条

また、ブルネイ法務省は、商標の登録を行った場合には、ブルネイ商標法に基づいて、当該登録情報を公告しなければなりません<sup>8</sup>。

### ③ 公開態様

ブルネイ法務省は、商標の登録情報及び出願情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

#### (i) ウェブサイトによる公開

ブルネイ法務省のウェブサイト

( <http://www.eregistry.agc.gov.bn/WorkAreaTrademark/WorkFunctionSearch/WebViewSearch/DoTrademarkSearch.aspx> ) で商標に関する公開情報を閲覧することができます。なお、ブルネイ法務省の上記ウェブサイト以外に、商標の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

#### (ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開は官報によって行われており、当該公開情報をコピーすることも可能です。

### ④ 公開内容

ブルネイ法務省のウェブサイトによると、商標の登録及び出願の公開情報には、(a)商標、(b)出願番号、(c)商標の文字情報、(d)商標分類、(e)出願日及び(f)現在の登録状況等が含まれています。

### ⑤ 公開情報の精度

商標の公開情報も特許と同様に情報の欠落が多く見受けられるとのことです。

## (3) 意 匠

### ① 概 要

ブルネイの意匠は、ブルネイ意匠法 (“Emergency (Industrial Designs) Order, 1999”) 及びブルネイ意匠法規則 (“Industrial Designs Rules, 2000”) によって規制され、ブルネイ特許登録局によって所管されています。

意匠出願人は、ブルネイ特許登録局に必要な書類を提出して出願し<sup>9</sup>、同機関による方式審査及び実体審査を経て<sup>10</sup>、要件を満たしている場合に意匠が登録されることとなります。

---

<sup>8</sup> ブルネイ商標法第 41 条

<sup>9</sup> ブルネイ意匠法第 15 条

<sup>10</sup> ブルネイ意匠法第 15 条第 5 項及び第 25 条

## ② 登録情報及び出願情報の公開

ブルネイ特許登録局は、意匠の出願情報は公開していませんが、意匠の登録を行った場合には、ブルネイ意匠法に基づいて、当該登録情報を公告しなければならないとされています<sup>11</sup>。

なお、ブルネイ特許登録局のウェブサイトでは、月に 1 回、登録情報を公開しています。

## ③ 公開態様

ブルネイ特許登録局は、意匠の登録情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

### (i) ウェブサイトによる公開

ブルネイ特許登録局のウェブサイト (<http://www.brunei-patents.com.bn>) にアクセスし、「Journals Tab」をクリックすると公開情報を閲覧することができます。なお、ブルネイ特許登録局の上記ウェブサイト以外に、意匠の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

### (ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はブルネイ特許登録局が行っており、当該公開情報をコピーすることも可能です。

## ④ 公開内容

ブルネイ特許登録局のウェブサイトによると、意匠の登録及び出願の公開情報には、(a)登録番号、(b)登録日、(c)分類番号、(d)意匠の名称及び(e)出願人の情報等が含まれています。

## ⑤ 公開情報の精度

意匠の公開情報も特許と同様に情報の欠落が多く見受けられるとのこと。

## (4) 実用新案

ブルネイでは実用新案制度は存在していません。

## 2. カンボジア

### (1) 特許

#### ① 概要

カンボジアの特許は、カンボジア特許、実用新案、工業意匠に関する法律(“Law on the Patents, Utility Model Certificates and Industrial Designs” 以下「カンボジア特

---

<sup>11</sup> ブルネイ意匠法第 26 条

許法」といいます。) によって規制され、カンボジア鉱工業・エネルギー省 (“Ministry of Industry, Mines and Energy”) によって所管されています。

特許出願人は、カンボジア鉱工業・エネルギー省に必要書類を提出して特許を出願し<sup>12</sup>、同機関による方式審査及び実体審査<sup>13</sup>を経て、特許が付与されることとなります。

#### ② 登録情報及び出願情報の公開

カンボジア鉱工業・エネルギー省は、特許の出願情報は公開していませんが、特許の付与を行った場合には、カンボジア特許法に基づいて、当該登録情報を公告しなければならないとされています<sup>14</sup>。

#### ③ 公開態様

カンボジア鉱工業・エネルギー省は、特許の登録情報を公報による紙媒体でのみ公開しており、ウェブサイトでの特許登録情報の公開は現時点では行っていません。なお、紙媒体の特許登録情報はコピーすることはできません。また、カンボジアにおいてなお、特許の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

#### ④ 公開内容

公報による公開情報は、一般的な書誌事項に加え、権利客体についても含まれています。

#### ⑤ 公開情報の精度

カンボジア鉱工業・エネルギー省による情報公開は完全ではなく、情報の欠落も多く見受けられます。

## (2) 商 標

### ① 概 要

カンボジアの商標は、カンボジア商標及び不正競争行為に関する法律 (“Law concerning Marks, Trade Names and Acts of Unfair Competition” 以下「カンボジア商標法」といいます。) によって規制され、カンボジア商工省 (“Ministry of Commerce”) によって所管されています。

商標出願人は、カンボジア商工省に必要書類を提出して商標を出願し<sup>15</sup>、同機関による方式審査及び実体審査を経て、公告された上で、商標が登録される

---

<sup>12</sup> カンボジア特許法第 16 条

<sup>13</sup> カンボジア特許法第 33 条及び第 35 条

<sup>14</sup> カンボジア特許法第 39 条

<sup>15</sup> カンボジア商標法第 5 条

こととなります<sup>16</sup>。

② 登録情報及び出願情報の公開

カンボジア商工省は、商標の出願情報は公開していませんが、商標の登録を行った場合には、カンボジア商標法に基づいて、当該登録情報を公告しなければならないとされています<sup>17</sup>。

③ 公開態様

カンボジア商工省は、商標の登録情報を公報による紙媒体でのみ公開しておりますが、ウェブサイトでの商標登録情報の公開は現時点では行っていません。なお、紙媒体の商標登録情報はコピーすることはできません。なお、商標の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

④ 公開内容

公報による公開情報は、一般的な書誌事項に加え、権利客体についても含まれています。

⑤ 公開情報の精度

カンボジア商工省による情報公開は完全ではなく、情報の欠落も多く見受けられます。

(3) 意 匠

① 概 要

カンボジアの意匠は、カンボジア特許法によって規制され、カンボジア鉱工業・エネルギー省によって所管されています。

意匠出願人は、カンボジア鉱工業・エネルギー省に必要書類を提出して意匠を出願し<sup>18</sup>、同機関による方式審査及び実体審査<sup>19</sup>を経て、意匠が付与されることとなります。

② 登録情報及び出願情報の公開

カンボジア鉱工業・エネルギー省は、意匠の出願情報は公開していませんが、意匠の登録を行った場合には、カンボジア特許法に基づいて、当該登録情報を公告しなければならないとされています<sup>20</sup>。

---

<sup>16</sup> カンボジア商標法第 8 条及び第 10 条

<sup>17</sup> カンボジア商標法第 10 条

<sup>18</sup> カンボジア特許法第 95 条

<sup>19</sup> カンボジア特許法第 101 条及び第 102 条

<sup>20</sup> カンボジア特許法第 103 条

- ③ 公開態様  
特許と同様です。
- ④ 公開内容  
特許と同様です。
- ⑤ 公開情報の精度  
特許と同様です。

#### (4) 実用新案

カンボジアの実用新案は、カンボジア特許法において規定されており、特許の規定が準用されるため、実用新案の登録情報の公開に関しては原則として特許と同様の制度となります。

### 3. インドネシア

#### (1) 特許

##### ① 概要

インドネシアの特許は、インドネシア特許法（"Law of the Republic of Indonesia No. 14 of Year 2001 regarding Patents"）によって規制され、インドネシア知的財産権総局（"Directorate General of Intellectual Property Rights of Indonesia"）の特許局（"Directorate of Patent"）によって所管されています。

特許出願人は特許局に必要書類を提出して出願し<sup>21</sup>、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て<sup>22</sup>、特許が付与されることとなります。

##### ② 登録情報及び出願情報の公開

インドネシア知的財産総局は、方式審査が完了し、特許出願を受理した後、インドネシア特許法に基づいて、当該出願情報を公開しなければならないこととなっています<sup>23</sup>。

##### ③ 公開態様

インドネシア知的財産総局は、特許の出願情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

##### (i) ウェブサイトによる公開

インドネシア知的財産総局のウェブサイト

(<http://paten-indonesia.dgip.go.id/>) において公開情報を閲覧することがで

---

<sup>21</sup> インドネシア特許法第 20 条、第 22 条乃至第 24 条

<sup>22</sup> インドネシア特許法第 42 条及び第 48 条

<sup>23</sup> インドネシア特許法第 42 条



きます。なお、インドネシア知的財産総局の上記ウェブサイト以外に、特許の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

(ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はインドネシア知的財産総局が定期的に発行される特許公報に掲載する方法で行なっており、当該公開情報をコピーすることも可能です。

④ 公開内容

インドネシア特許法によると、特許出願の公開情報には、(a)発明者の氏名及び国籍、(b)出願人及び代理人の氏名及び住所、(c)発明の名称、(d)出願日、(e)要約、(f)発明の分類、(g)図面、(h)特許公開番号、(i)特許出願番号が含まれます<sup>24</sup>。

⑤ 公開情報の精度

インドネシア知的財産総局による情報公開は完全ではなく、情報の欠落も見受けられます。

(2) 商 標

① 概 要

インドネシアの商標は、インドネシア商標法（"Law of the Republic of Indonesia No. 15 of Year 2001 regarding Trademarks"）によって規制され、インドネシア知的財産権総局の商標局（"Directorate of Trademark"）によって所管されています。

商標登録出願人は商標局に必要書類を提出して出願し<sup>25</sup>、同機関による方式審査及び実体審査を経て、出願公告がなされた上で、登録されることとなります<sup>26</sup>。

② 登録情報及び出願情報の公開

インドネシア知的財産総局は、商標の出願情報は公開していませんが、商標の登録を承認した場合には、インドネシア商標法に基づいて、10日以内に当該登録情報を公告しなければならないこととなっています<sup>27</sup>。

③ 公開態様

インドネシア知的財産総局は、商標の登録情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

---

<sup>24</sup> インドネシア特許法第44条

<sup>25</sup> インドネシア商標法第7条

<sup>26</sup> インドネシア商標法第13条、第18条及び第21条

<sup>27</sup> インドネシア商標法第21条

(i) ウェブサイトによる公開

インドネシア知的財産総局のウェブサイト

(<http://merek-indonesia.dgip.go.id/>) において公開情報を閲覧することができます。なお、インドネシア知的財産総局の上記ウェブサイト以外に、商標の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

(ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はインドネシア知的財産総局が標章公報に掲載する方法で行っており、当該公開情報をコピーすることも可能です。

④ 公開内容

インドネシア商標法によると、商標登録の公開情報には、(a)出願人及び代理人の氏名及び住所、(b)商標分類、(c)出願日、(d)標章等が含まれます<sup>28</sup>。

⑤ 公開情報の精度

インドネシア知的財産総局による情報公開は完全ではなく、情報の欠落も見受けられます。

(3) 意匠

① 概要

インドネシアの意匠は、インドネシア意匠法（"Law of the Republic of Indonesia No. 31 of Year 2000 regarding Industrial Designs"）によって規制され、インドネシア知的財産権総局の著作権意匠半導体配置設計営業秘密局（"Directorate of Copyright, Industrial Design, Layout Design of IC & Trade Secret"）によって所管されています。

意匠の出願人は著作権意匠半導体配置設計営業秘密局に必要書類を提出して出願し<sup>29</sup>、同機関による方式審査、公開及び実体審査を経て、登録されることとなります<sup>30</sup>。

② 登録情報及び出願情報の公開

インドネシア知的財産総局は、方式審査が完了し、意匠出願を受理した後、インドネシア意匠法に基づいて、出願日から 3 ヶ月以内に当該出願情報を公開

---

<sup>28</sup> インドネシア商標法第 23 条

<sup>29</sup> インドネシア意匠法第 10 条及び第 11 条

<sup>30</sup> インドネシア意匠法第 24 条、第 25 条及び第 28 条

しなければならないこととなっています<sup>31</sup>。

### ③ 公開態様

インドネシア知的財産総局は、意匠の出願情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

#### (i) ウェブサイトによる公開

インドネシア知的財産総局のウェブサイト

(<http://desain-indonesia.dgip.go.id/>) において公開情報閲覧することができます。なお、インドネシア知的財産総局の上記ウェブサイト以外に、意匠の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

#### (ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はインドネシア知的財産総局が専用の媒体を用いて行っており、当該公開情報をコピーすることも可能です。

### ④ 公開内容

インドネシア意匠法によると、意匠出願の公開情報には、(a)出願人及び代理人の氏名及び住所、(b)出願日及び出願番号、(c)意匠の名称、(d)意匠の図面又は写真等が含まれます<sup>32</sup>。

### ⑤ 公開情報の精度

インドネシア知的財産総局による情報公開は完全ではなく、情報の欠落も見受けられます。

## (4) 実用新案

インドネシアでは実用新案を保護する法令及び制度は存在しません。なお、実用新案に類似する制度として小特許制度が存在しますが、小特許の出願に関しては原則として特許と同様の制度となっております<sup>33</sup>。

## 4. ラオス

### (1) 特許

#### ① 概要

ラオスの特許は、ラオス知的財産法 (“Intellectual Property Laws”) によって規制され、ラオス科学技術省知的財産局 (“Department of Intellectual Property,

---

<sup>31</sup> インドネシア意匠法第 25 条

<sup>32</sup> インドネシア意匠法第 25 条

<sup>33</sup> インドネシア特許法第 104 条以下

Ministry of Science and Technology”) によって所管されています。

特許出願人は、ラオス知的財産局に必要書類を提出して特許を出願し<sup>34</sup>、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査<sup>35</sup>を経て、特許が付与されることとなります。

② 登録情報及び出願情報の公開

ラオス知的財産局は、方式審査が完了し特許出願を受理した後、ラオス知的財産法に基づいて、出願日から17ヶ月目に当該出願情報を産業財産権公報に公開しなければならないこととなっています<sup>36</sup>。

また、ラオス知的財産局は、特許を付与した場合には、ラオス知的財産法に基づいて、当該登録情報を産業財産権公報に掲載しなければなりません<sup>37</sup>。

③ 公開態様

上記のとおり、ラオス知的財産局は、特許の出願情報及び登録情報を産業財産権公報によって公開しています。現時点でウェブサイトによる公開は確認できておりません。

④ 公開内容

ラオス知的財産法に規定がなく、公開内容の詳細は不明です。

⑤ 公開情報の精度

詳細は不明です。

(2) 商標、意匠、実用新案（小特許）

ラオスの商標、意匠及び小特許は、ラオス知的財産法において規定されており、特許の規定が準用されるため、これらの情報公開に関しては原則として特許と同様の制度となります。

## 5. マレーシア

(1) 特許

① 概要

マレーシアの特許は、マレーシア特許法（“Patents Act 1983 (Act A863, as last amended by Act No. A1264 of 2006)”）によって規制され、マレーシア知的財産公社（“Intellectual Property Corporation of Malaysia (MyIPO)”）によって所管されて

---

<sup>34</sup> ラオス知的財産法第36条

<sup>35</sup> ラオス知的財産法第37条乃至第39条

<sup>36</sup> ラオス知的財産法第38条

<sup>37</sup> ラオス知的財産法第42条

います。

特許出願人はマレーシア知的財産公社に必要書類を提出して出願し<sup>38</sup>、同機関による方式審査及び実体審査を経て<sup>39</sup>、特許が付与されることとなります。

## ② 登録情報及び出願情報の公開

マレーシア知的財産公社は、特許の出願情報は公開しておりませんが、実体審査が完了し特許を付与した場合には、マレーシア特許法に基づいて、速やかに当該登録情報を公告しなければならないことになっています<sup>40</sup>。

なお、マレーシア知的財産公社のウェブサイトでは、月に1回程度、登録情報を公開しています。

## ③ 公開態様

マレーシア知的財産公社は、特許の登録情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

### (i) ウェブサイトによる公開

マレーシア知的財産公社のウェブサイト

(<http://www.myipo.gov.my/web/guest/paten-warta> 及び

<https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm>) において公開情報を閲覧することができます。なお、マレーシア知的財産公社の上記ウェブサイト以外に、特許の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

### (ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はマレーシア知的財産公社が公報において行っておりますが、当該公開情報をコピーすることはできません。

## ④ 公開内容

マレーシア知的財産公社のウェブサイトによると、特許登録の公開情報には、(a)出願番号、(b)出願日、(c)出願人の氏名及び住所、(d)発明者の氏名及び国籍、(e)当該特許の状況等が含まれています。

## ⑤ 公開情報の精度

マレーシア知的財産公社による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

---

<sup>38</sup> マレーシア特許法第23条

<sup>39</sup> マレーシア特許法第29条及び第30条

<sup>40</sup> マレーシア特許法第31条第3項

## (2) 商 標

### ① 概 要

マレーシアの商標は、マレーシア商標法（“Trademark Act (Act 175 of 1976, as last amended by Act A1138 of 2011)”）によって規制され、マレーシア知的財産公社によって所管されています。

商標登録出願人はマレーシア知的財産公社に必要書類を提出して出願し<sup>41</sup>、同機関による方式審査、出願広告及び実体審査を経て<sup>42</sup>、商標が登録されることとなります。

### ② 登録情報及び出願情報の公開

マレーシア知的財産公社は、方式審査が完了し、商標登録出願を受理した後、マレーシア商標法に基づいて、当該出願情報を公告しなければならないことになっています<sup>43</sup>。

### ③ 公開態様

マレーシア知的財産公社は、商標の登録情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

#### (i) ウェブサイトによる公開

マレーシア知的財産公社のウェブサイト

(<http://www.myipo.gov.my/web/guest/cap-warta> 及び

<https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm>) において公開情報を閲覧することができます。なお、マレーシア知的財産公社の上記ウェブサイト以外に、商標の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

#### (ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はマレーシア知的財産公社が公報において行っており、当該公開情報をコピーすることも可能です。

### ④ 公開内容

マレーシア知的財産公社のウェブサイトによると、商標出願の公開情報には、(a)出願番号、(b)出願日、(c)商標、(d)商標の種類、(e)商標分類、(f)当該商標のステータス、(g)出願人の氏名及び住所等が含まれています。

---

<sup>41</sup> マレーシア商標法第 25 条

<sup>42</sup> マレーシア商標法第 27 条及び第 28 条

<sup>43</sup> マレーシア商標法第 27 条

⑤ 公開情報の精度

マレーシア知的財産公社による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

(3) 意匠

① 概要

マレーシアの意匠は、マレーシア意匠法(“Industrial Designs Act 1996(Act 552 of 1996, as last amended by Act A1996 (Act 552))”)によって規制され、マレーシア知的財産公社によって所管されています。

意匠出願人はマレーシア知的財産公社に必要な書類を提出して出願し<sup>44</sup>、同機関による方式審査を経て、公開された上で、意匠が登録されることとなります<sup>45</sup>。

② 登録情報及び出願情報の公開

マレーシア知的財産公社は、意匠の出願情報は公開していませんが、実体審査が完了し意匠を登録した場合には、マレーシア意匠法に基づいて、速やかに当該登録情報を公告しなければならないことになっています<sup>46</sup>。

③ 公開態様

マレーシア知的財産公社は、意匠の登録情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

(i) ウェブサイトによる公開

マレーシア知的財産公社のウェブサイト

(<http://www.myipo.gov.my/web/guest/reka-warta> 及び <https://iponline.myipo.gov.my/ipo/main/search.cfm>) において公開情報を閲覧することができます。なお、マレーシア知的財産公社の上記ウェブサイト以外に、意匠の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

(ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はマレーシア知的財産公社が公報において行っておりますが、当該公開情報をコピーすることはできません。

④ 公開内容

---

<sup>44</sup> マレーシア意匠法第 14 条

<sup>45</sup> マレーシア意匠法第 21 条及び第 22 条

<sup>46</sup> マレーシア意匠法第 22 条

マレーシア知的財産公社のウェブサイトによると、意匠登録の公開情報には、(a)出願番号、(b)意匠の名称、(c)出願日、(d)意匠分類、(e)出願人の氏名及び住所等が含まれています。

⑤ 公開情報の精度

マレーシア知的財産公社による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

(4) 実用新案

マレーシアの実用新案は、マレーシア特許法において規定されており、特許の規定が準用されるため、実用新案の情報公開に関しても原則として特許と同様の制度となっております。

6. ミャンマー

ミャンマーでは産業財産権に関する法律が施行されておらず、産業財産権に関する出願公開や登録情報の公開はなされておられません。

7. フィリピン

(1) 特許

① 概要

フィリピンの特許は、フィリピン知的財産法（“Intellectual Property Code of the Philippines (Republic Act No. 8293)”）によって規制され、フィリピン知的財産庁（“Intellectual Property Office of the Philippines”）によって所管されています。

特許出願人はフィリピン知的財産庁の特許局（“Bureau of Patents”）に必要書類を提出して出願し<sup>47</sup>、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て<sup>48</sup>、特許が付与されることとなります。

② 登録情報及び出願情報の公開

フィリピン知的財産庁は、方式審査が完了した場合には、フィリピン知的財産法に基づいて、出願日から18ヶ月が経過した後、当該特許の出願情報を同庁が発行する電子公報において公開しなければならないことになっています<sup>49</sup>。

また、フィリピン知的財産庁は、実体審査が完了し特許を付与した場合には、フィリピン知的財産法に基づいて、当該登録情報を同庁が発行する電子公報に

---

<sup>47</sup> フィリピン知的財産法第32条

<sup>48</sup> フィリピン知的財産法第42条、第44条及び第48条

<sup>49</sup> フィリピン知的財産法第44条



において公開しなければなりません<sup>50</sup>。

なお、フィリピン知的財産庁のウェブサイトでは、数日に 1 回程度、電子公報を発行しています。

### ③ 公開態様

フィリピン知的財産庁は、特許の出願情報及び登録情報をウェブサイトによって公開しています。当該情報はフィリピン知的財産庁のウェブサイト (<http://patents.ipophil.gov.ph/PatGazette/> 及び <http://onlineservices.ipophil.gov.ph/ipophilsearch/patents.aspx>) において公開情報を閲覧することができます。なお、フィリピン知的財産庁の上記ウェブサイト以外に、特許の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。また、フィリピン知的財産庁は紙媒体による情報公開は行っておりません。

### ④ 公開内容

フィリピン知的財産庁のウェブサイトによると、特許出願及び登録の公開情報には、(a)出願番号、(b)出願日、(c)登録日、(d)特許の名称、(e)当該特許の状況等が含まれています。

### ⑤ 公開情報の精度

フィリピン知的財産庁による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

## (2) 商 標

### ① 概 要

フィリピンの商標は、フィリピン知的財産法によって規制され、フィリピン知的財産庁によって所管されています。

商標登録出願人はフィリピン知的財産庁の商標局 (“Bureau of Trademarks”) に必要書類を提出して出願し<sup>51</sup>、同機関による方式審査及び実体審査を経て、公告された上で、商標として登録されることになります<sup>52</sup>。

### ② 登録情報及び出願情報の公開

フィリピン知的財産庁は、商標の出願情報は公開しておりませんが、実体審査を実施し商標登録の要件を満たすと判断した場合には、フィリピン商標法に基づいて、直ちに当該登録情報を同庁が発行する電子公報において公告しな

---

<sup>50</sup> フィリピン知的財産法第 52 項

<sup>51</sup> フィリピン知的財産法第 124 条

<sup>52</sup> フィリピン知的財産法第 133 条

ればならないことになっています<sup>53</sup>。

なお、フィリピン知的財産庁のウェブサイトでは、数日に1回程度、電子公報を発行しています。

### ③ 公開態様

フィリピン知的財産庁は、商標の登録情報をウェブサイトによって公開しています。当該情報はフィリピン知的財産庁のウェブサイト (<http://trademarks.ipophil.gov.ph/tmgazette/> 及び <http://onlineservices.ipophil.gov.ph/ipophilsearch/>) において公開情報を閲覧することができます。なお、フィリピン知的財産庁の上記ウェブサイト以外に、商標の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。また、フィリピン知的財産庁は紙媒体による情報公開は行っておりません。

### ④ 公開内容

フィリピン知的財産庁のウェブサイトによると、商標許登録の公開情報には、(a)商標、(b)登録番号、(c)出願日、(d)登録日、(e)商標の詳細、(f)出願人の氏名、住所及び国籍、(g)商標分類等が含まれています。

### ⑤ 公開情報の精度

フィリピン知的財産庁による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

## (3) 意匠

### ① 概要

フィリピンの意匠は、フィリピン知的財産法によって規制され、フィリピン知的財産庁によって所管されています。

意匠出願人はフィリピン知的財産庁の特許局に必要な書類を提出して出願し<sup>54</sup>、同機関による方式審査を経て、公告された上で、意匠として登録されることとなります<sup>55</sup>。

### ② 登録情報及び出願情報の公開

フィリピン知的財産庁は、意匠の出願情報は公開しておりませんが、実体審査を実施し意匠を登録した場合には、フィリピン知的財産法に基づいて、当該登録情報を同庁が発行する電子公報において公示しなければならないことにな

---

<sup>53</sup> フィリピン知的財産法第133条

<sup>54</sup> フィリピン知的財産法第114条

<sup>55</sup> フィリピン知的財産法第116条及び第117条

っています<sup>56</sup>。

- ③ 公開態様  
特許と同様です。
- ④ 公開内容  
特許と同様です。
- ⑤ 公開情報の精度  
特許と同様です。

#### (4) 実用新案

フィリピンの実用新案は、フィリピン知的財産法において規定されており、特許の規定が準用されるため、実用新案の情報公開に関しては原則として特許と同様の制度となります。

## 8. シンガポール

### (1) 特許

#### ① 概要

シンガポールの特許は、シンガポール特許法（“Patents Act (Chapter 221)”）によって規制され、シンガポール特許庁（“Intellectual Property Office of Singapore”）によって所管されています。

特許出願人はシンガポール特許庁に必要書類を提出して出願し<sup>57</sup>、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て<sup>58</sup>、特許が付与されることとなります。

#### ② 登録情報及び出願情報の公開

シンガポール特許庁は、方式審査が完了した場合には、シンガポール特許法に基づいて、出願日から 18 ヶ月が経過した後に当該特許の出願情報を同庁が発行する電子公報において公開しなければならないことになっています<sup>59</sup>。

なお、シンガポール特許庁のウェブサイトでは、月に 1 回程度、出願情報を公開しています。

---

<sup>56</sup> フィリピン知的財産法第 117 条

<sup>57</sup> シンガポール特許法第 25 条

<sup>58</sup> シンガポール特許法第 26 条、第 27 条及び第 29 条

<sup>59</sup> シンガポール特許法第 27 条

③ 公開態様

シンガポール特許庁は、特許の出願情報をウェブサイトによって公開しています。当該情報はシンガポール特許庁のウェブサイト

([http://www.epatents.gov.sg/default\\_redirect.asp](http://www.epatents.gov.sg/default_redirect.asp)) において閲覧することができます。なお、シンガポール特許庁の上記ウェブサイト以外に、特許の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。また、シンガポール特許庁は紙媒体による情報公開は行っておりません。

④ 公開内容

シンガポール特許庁のウェブサイトによると、特許出願の公開情報には、(a) 出願番号、(b) 出願日、(c) 発明の名称、(d) 出願人の氏名及び住所、(e) 発明者の氏名及び国籍、(f) 特許分類等が含まれています。

⑤ 公開情報の精度

シンガポール特許庁による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

(2) 商 標

① 概 要

シンガポールの商標は、シンガポール商標法 (“Trade Marks Act (Chapter 332)”) によって規制され、シンガポール特許庁によって所管されています。

商標登録出願人はシンガポール特許庁に必要書類を提出して出願し<sup>60</sup>、同機関による方式審査及び実体審査を経て、公告された上で、商標として登録されることとなります<sup>61</sup>。

② 登録情報及び出願情報の公開

シンガポール特許庁は、商標の出願情報は公開しておりませんが、実体審査が完了し、商標を登録した場合には、シンガポール商標法に基づいて、当該商標の登録情報を同庁が発行する電子公報において公開しなければならないことになっています<sup>62</sup>。

なお、シンガポール特許庁のウェブサイトでは、毎週登録情報を公開しています。

③ 公開態様

シンガポール特許庁は、商標の登録情報をウェブサイトによって公開してい

---

<sup>60</sup> シンガポール商標法第 5 条

<sup>61</sup> シンガポール商標法第 12 条及び第 13 条

<sup>62</sup> シンガポール商標法第 13 条

ます。当該情報はシンガポール特許庁のウェブサイト

(<http://tmsearch.ipos.gov.sg/eJournalSearch/ejournalcontrollerservlet> 及び

<http://tmsearch.ipos.gov.sg/eTMSearch/eSearchOption.jsp>) において閲覧することができます。なお、シンガポール特許庁の上記ウェブサイト以外に、商標の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。また、シンガポール特許庁は紙媒体による情報公開は行っておりません。

#### ④ 公開内容

シンガポール特許庁のウェブサイトによると、商標登録の公開情報には、(a) 出願番号、(b) 出願日、(c) 登録日、(d) 商標の種類、(e) 商標分類、(f) 商標の状況、(g) 出願人の氏名及び住所等が含まれています。

#### ⑤ 公開情報の精度

シンガポール特許庁による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

### (3) 意 匠

#### ① 概 要

シンガポールの意匠は、シンガポール意匠法 (“Registered Designs Act (Chapter 266)”) によって規制され、シンガポール特許庁によって所管されています。

意匠出願人はシンガポール特許庁に必要書類を提出して出願し<sup>63</sup>、同機関による方式審査を経て、公告された上で、意匠として登録されることとなります<sup>64</sup>。

#### ② 登録情報及び出願情報の公開

シンガポール特許庁は、意匠の出願情報は公開しておりませんが、意匠を登録した場合には、シンガポール意匠法に基づいて、当該意匠の登録情報を同庁が発行する電子公報において公開しなければならないことになっています<sup>65</sup>。

なお、シンガポール特許庁のウェブサイトでは、毎月 1 回、登録情報を公開しています。

#### ③ 公開態様

シンガポール特許庁は、意匠の登録情報をウェブサイトによって公開しています。当該情報はシンガポール特許庁のウェブサイト

(<http://www.ipos.gov.sg/Services/FilingandRegistration/GettingStartedwiththeServices/e>

---

<sup>63</sup> シンガポール意匠法第 11 条

<sup>64</sup> シンガポール意匠法第 16 条及び第 18 条

<sup>65</sup> シンガポール意匠法第 18 条

Journals/DesignseJournal.aspx

及び <http://designsearch.ipos.gov.sg/eDSearch/Search.jsp>) において閲覧することができます。なお、シンガポール特許庁の上記ウェブサイト以外に、意匠の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。また、シンガポール特許庁は紙媒体による情報公開は行っておりません。

④ 公開内容

シンガポール特許庁のウェブサイトによると、意匠登録の公開情報には、(a) 登録番号、(b)出願日、(c)出願人の氏名及び住所、(d)意匠等が含まれています。

⑤ 公開情報の精度

シンガポール特許庁による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

(4) 実用新案

シンガポールでは実用新案制度は存在しません。

## 9. タイ

(1) 特許

① 概要

タイの特許は、タイ特許法 (“Patents Act B.E. 2522 (1979)”) によって規制され、タイ知的財産局 (“Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce”) によって所管されています。

特許出願人はタイ知的財産局の特許課 (“Patent Office”) に必要書類を提出して出願し<sup>66</sup>、同機関による方式審査、出願公開及び実体審査を経て<sup>67</sup>、特許が付与されることとなります。

② 登録情報及び出願情報の公開

タイ知的財産局は、特許の出願情報は公開しておりませんが、実体審査により当該出願特許が登録のための要件を満たすと判断した場合には、タイ特許法に基づいて、当該特許の登録情報を公告しなければならないことになっています<sup>68</sup>。

③ 公開態様

タイ知的財産局は、特許の登録情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開

---

<sup>66</sup> タイ特許法第 17 条

<sup>67</sup> タイ特許法第 24 条及び第 28 条

<sup>68</sup> タイ特許法第 28 条

しています。

(i) ウェブサイトによる公開

タイ知的財産局のウェブサイト

(<http://110.164.177.243/DIPSearch/PatentSearch/SearchSimple.aspx>) において公開情報を閲覧することができます。なお、タイ知的財産局の上記ウェブサイト以外に、特許の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

(ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はタイ知的財産局において行われており、当該公開情報をコピーすることも可能です。

④ 公開内容

タイ知的財産局のウェブサイトによると、特許登録の公開情報には、(a)出願番号、(b)出願日、(c)出願人の氏名、(d)発明の名称、(e)特許の詳細等が含まれています。

⑤ 公開情報の精度

タイ知的財産当局による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

(2) 商標

① 概要

タイの商標は、タイ商標法 (“Trademark Act B.E. 2534 (1991)”) によって規制され、タイ知的財産局によって所管されています。

特許の出願人はタイ知的財産局の商標課 (“Trademark Office”) に必要書類を提出して出願し<sup>69</sup>、同機関による方式審査及び実体審査を経て、公告された上で、商標として登録されることとなります<sup>70</sup>。

② 登録情報及び出願情報の公開

タイ知的財産局は、方式審査が完了した場合には、タイ商標法に基づいて、当該商標の出願情報を公告しなければならないことになっています<sup>71</sup>。

③ 公開態様

タイ知的財産局は、商標の登録情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

---

<sup>69</sup> タイ商標法第 11 条、第 13 条及び第 29 条

<sup>70</sup> タイ商標法第 24 条及び第 28 条

<sup>71</sup> タイ商標法第 29 条

- (i) ウェブサイトによる公開  
タイ知的財産局のウェブサイト (<http://110.164.177.221/tm-system/>) において公開情報を閲覧することができます。なお、タイ知的財産局の上記ウェブサイト以外に、商標の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。
- (ii) 紙媒体による公開  
紙媒体による公開はタイ知的財産局において行われており、当該公開情報をコピーすることも可能です。

④ 公開内容

上記のタイ知的財産局のウェブサイトに公開されている情報を見るためには登録が必要となるため、その内容は不明です。

⑤ 公開情報の精度

タイ知的財産当局による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

(3) 意匠

タイの意匠は、タイ特許法において規定されており、特許の規定が準用されるため、意匠の情報の公開に関しては原則として特許と同様の制度となります。

(4) 実用新案

タイでは実用新案制度は存在しません。なお、実用新案に類似する制度として小特許制度が存在しますが、小特許の情報公開に関しては原則として特許と同様の制度となっております。

## 10. ベトナム

(1) 特許

① 概要

ベトナムの特許は、ベトナム知的財産法 (“Law No.36/2009/QH12 Amending and Supplementing a Number of Article of the Law on Intellectual Property”による改正後の “Law No. 50/2005/QH11 on Intellectual Property”) によって規制され、ベトナム知的財産庁 (“National Office of Intellectual Property of Vietnam”) によって所管されています。

特許の出願人はベトナム知的財産庁に必要書類を提出して出願し<sup>72</sup>、同機関

---

<sup>72</sup> ベトナム知的財産法第 100 条



による方式審査、出願公開及び実体審査を経て<sup>73</sup>、特許が付与されることとなります。

## ② 登録情報及び出願情報の公開

ベトナム知的財産庁は、方式審査が完了し、特許出願を受理した後、ベトナム知的財産法に基づいて、当該出願情報を工業所有権公報によって公開しなければならないこととなっています<sup>74</sup>。

なお、ベトナム知的財産庁のウェブサイトでは、月に1回、登録情報及び出願情報を公開しています。

## ③ 公開態様

ベトナム知的財産庁は、特許の出願情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

### (i) ウェブサイトによる公開

ベトナム知的財産庁のウェブサイト

(<http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearchPAT.php>) において公開情報を閲覧することができます。なお、ベトナム知的財産庁の上記ウェブサイト以外に、特許の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

### (ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はベトナム知的財産庁によって工業所有権公報に掲載する方法で行なっており、当該公開情報をコピーすることも可能です。

## ④ 公開内容

ベトナム知的財産庁のウェブサイトによると、特許出願登録の公開情報には、(a)出願番号、(b)出願日、(c)出願人の氏名及び住所、(d)特許の名称等が含まれています。

## ⑤ 公開情報の精度

ベトナム知的財産庁による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

## (2) 商標

### ① 概要

ベトナムの商標は、ベトナム知的財産法によって規制され、ベトナム知的財

---

<sup>73</sup> ベトナム知的財産法第109条、第110条及び第113条

<sup>74</sup> ベトナム知的財産法第110条

産庁によって所管されています。

商標の出願人はベトナム知的財産庁に必要書類を提出して出願し<sup>75</sup>、同機関による方式審査及び実体審査を経て、公告された上で、商標として登録されることとなります<sup>76</sup>。

② 登録情報及び出願情報の公開

特許と同様です。

③ 公開態様

ベトナム知的財産庁は、商標の出願情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

(i) ウェブサイトによる公開

ベトナム知的財産庁のウェブサイト

(<http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearch.php>) において公開情報を閲覧することができます。なお、ベトナム知的財産庁の上記ウェブサイト以外に、商標の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

(ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はベトナム知的財産庁によって工業所有権公報に掲載する方法で行なっており、当該公開情報をコピーすることも可能です。

④ 公開内容

ベトナム知的財産庁のウェブサイトによると、商標出願登録の公開情報には、(a)出願番号、(b)出願日、(c)商標、(d)商標分類等が含まれています。

⑤ 公開情報の精度

ベトナム知的財産庁による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

(3) 意匠

① 概要

ベトナムの意匠は、ベトナム知的財産法によって規制され、ベトナム知的財産庁によって所管されています。

意匠の出願人はベトナム知的財産庁に必要書類を提出して出願し<sup>77</sup>、同機関

---

<sup>75</sup> ベトナム知的財産法第 100 条

<sup>76</sup> ベトナム知的財産法第 109 条、第 110 条及び第 113 条

<sup>77</sup> ベトナム知的財産法第 100 条

による方式審査、出願公開及び実体審査を経て<sup>78</sup>、意匠が付与されることとなります。

② 登録情報及び出願情報の公開  
特許と同様です。

③ 公開態様  
ベトナム知的財産庁は、意匠の出願情報をウェブサイト及び紙媒体によって公開しています。

(i) ウェブサイトによる公開

ベトナム知的財産庁のウェブサイト

(<http://iplib.noip.gov.vn/WebUI/WSearchIND.php>) において公開情報を閲覧することができます。なお、ベトナム知的財産庁の上記ウェブサイト以外に、意匠の登録情報及び出願情報を公開している第三者の商用サイトはありません。

(ii) 紙媒体による公開

紙媒体による公開はベトナム知的財産庁によって工業所有権公報に掲載する方法で行なっており、当該公開情報をコピーすることも可能です。

④ 公開内容

ベトナム知的財産庁のウェブサイトによると、意匠登録の公開情報には、(a) 出願番号、(b) 出願日、(c) 意匠の名称、(d) 意匠等が含まれています。

⑤ 公開情報の精度

ベトナム知的財産庁による情報公開の精度は高く、情報の欠落はあまり見受けられません。

(4) 実用新案

ベトナムの実用新案は、ベトナム知的財産法において規定されており、特許の規定が準用されるため、実用新案の登録情報の公開に関しては原則として特許と同様の制度となります。

以 上

---

<sup>78</sup> ベトナム知的財産法第 109 条、第 110 条及び第 113 条

特許庁委託

ASEAN 各国における産業財産権情報への  
アクセス性に関する調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

TMI Associates (Singapore) LLP

2013 年 4 月発行 禁無断転載

本冊子は、2012 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った TMI Associates (Singapore) LLP が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。